

# 三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成29年4月28日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

## 会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について  
議第 2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議第 3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
議第 4号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価  
(案) 及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画  
(案) について

## 報告事項

- 報第 1号 第3調査部会の調査結果報告について  
報第 2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について  
報第 3号 農用地利用集積計画(利用権設定)の解約通知について  
報第 4号 作付変更届について  
報第 5号 農地法第3条の3第1項の届出について  
報第 6号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について

## 出席委員 34名

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1番 渡 邊 一 英 委員  | 2番 村 山 佐喜雄 委員  |
| 3番 嘉 藤 太加雄 委員  | 4番 藤 田 吉 則 委員  |
| 5番 栗 原 一 郎 委員  | 6番 野 崎 文 夫 委員  |
| 7番 五十嵐 秀 一 委員  | 8番 蒲 澤 正 委員    |
| 9番 大 桃 伸 之 委員  | 10番 眞 野 薫 委員   |
| 11番 坂 井 良 雄 委員 | 12番 大 竹 正 信 委員 |
| 13番 原 正 利 委員   | 14番 羽 生 俊 昭 委員 |
| 15番 刈 屋 一 夫 委員 | 16番 佐 藤 満 委員   |
| 17番 捧 譽 委員     | 18番 内 山 清 委員   |
| 19番 佐 藤 裕 雄 委員 | 20番 村 井 善一郎 委員 |
| 21番 阿 部 新一郎 委員 | 22番 阿 部 眞佐雄 委員 |
| 23番 田 邊 稔 委員   | 24番 阿 部 銀次郎 委員 |
| 25番 清 野 秀 作 委員 | 26番 星 野 英 治 委員 |
| 27番 内 山 敏 雄 委員 | 28番 渡 邊 勝 夫 委員 |
| 29番 熊 倉 睦 委員   | 30番 原 田 勝 委員   |

31番 小林 茂 宏 委員      32番 坂 井 浩 行 委員  
33番 横 山 一 雄 委員      34番 廣 川 哲 也 委員

欠席委員      なし

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	清 水      学
経営基盤係副参事	渡 辺 正 美
経営基盤係主任	小 熊 美 栄 子
経 営 基 盤 係 一 般 任 用 主 事	左 居      香

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会したいと思います。

（挨拶 略）

これより会議に入ります。

最初に、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員34名、出席34名、欠席ゼロで会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。10番、眞野薫委員、27番、内山敏雄委員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入りたいと思います。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

なお、24番、阿部銀次郎委員は農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

（午前9時34分 24番阿部銀次郎委員退席）

議長（野崎会長）

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明をいたします。

最初に、所有権移転に係る案件につきましてご説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。今月の申請は2件で、合計面積7,043㎡であります。

なお、いずれも先ほど開催されました農地銀行運営委員会で、あっせん委員より報告をいただいた案件であります。

1番は、井栗地内の農地1筆、2,023㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約〇〇〇円であります。

2番は、新光地内の農地6筆、5,020㎡をあっせんによる売買により取得したい

ものであります。価格は、10a当たり約〇〇〇円であります。

続きまして、利用権設定に係る案件につきましてご説明を申し上げます。

4ページをご覧ください。今月の申請は、新規設定8件、面積3万3,753㎡であります。

それでは、戻りまして、2ページの3番から順に説明をいたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

3番から4ページの10番までの8件は、相対でそれぞれ新規に利用権を設定するものであります。

3番は、月岡地内の農地4筆、1,591㎡、4番は柳沢地内外の農地計5筆、519㎡、5番は上保内地内の農地4筆、670㎡、6番は同じく上保内地内の農地3筆、1,521㎡、7番は籠場地内外の農地計11筆、1万160㎡、8番は善久寺地内外の農地計3筆、7,678㎡、4ページをお願いいたします。9番は、吉野屋地内の農地1筆、6,685㎡、10番は柳場新田地内の農地5筆、4,929㎡、以上8件は相対で新規にそれぞれ利用権設定するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告を願います。

第3調査部会長は、村山代理の隣に着席願います。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

おはようございます。それでは、第3調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第3調査部会では、4月25日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長、村山会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時26分に閉会をいたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、新規設定8件、所有権移転2件、合計件数10件、面積4万796㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。発言のある方、ご発言をお願いします。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

退席委員の着席をお願いします。

(午前9時41分 24番阿部銀次郎委員着席)

議長(野崎会長)

退席された委員に報告します。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、調査部会長の調査結果報告のとおり承認することに決しました。

議長(野崎会長)

続きまして、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

なお、16番、佐藤満委員は農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いします。

(午前9時42分 16番佐藤 満委員退席)

議長(野崎会長)

事務局、説明願います。

事務局(清水事務局長)

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明をいたします。

7ページをご覧ください。今月の申請は8件で、合計面積3万278㎡であります。

5ページにお戻りをお願いいたします。1番は、上保内地内の農地3筆、398㎡を譲り受け人が新潟県が施行する布施谷川改修事業による土地収用に伴う代替地として売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

2番は、月岡2丁目地内の農地2筆、730㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

3番は、同じく月岡2丁目地内の農地1筆、195㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

4番は、同じく月岡2丁目地内の農地2筆、453㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

5番は、同じく月岡2丁目地内の農地1筆、105㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

6ページをお願いいたします。6番は、大沢地内の農地4筆、5,457㎡を譲り受け人の要望により、贈与により取得するものであります。

7番は、長野地内の農地19筆、6,365㎡を譲り渡し人が経営の若返りで設定した使用貸借契約期間が満了するため、再設定するものであります。

8番は、飯田地内の農地11筆、1万6,575㎡を譲り渡し人が経営の若返りで設定した使用貸借契約期間が満了するため、再設定するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの5件、贈与によるもの1件、使用貸借によるもの2件、合計件数8件、面積3万278㎡で、現地調査を含む書類審査など詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

廣川委員。

34番（廣川哲也委員）

34番、廣川です。番号の1番の件につきまして備考欄に関連事項というふうに記載がありますが、このことについてご説明を願います。

議長（野崎会長）

事務局。

事務局（清水事務局長）

それでは、ご説明を申し上げます。

本件につきましては、下限面積50aの中で今現在の経営面積が19.02aでございます。下限面積をクリアするためといいますか、1番の利用権を設定、要は畑をこれから盛んにやっていきたいという中で、お借りをしてこれから畑を経営していきたい。それにあわせて今回の代替地で求めます農地についても、現在は田んぼでございますが、

ここも畑にして畑を50a経営するというので申請があったものでございまして、関連して最終的に経営面積は5,010㎡になるものでございます。

以上でございます。

議長（野崎会長）

廣川委員、よろしいでしょうか。

34番（廣川哲也委員）

はい。

議長（野崎会長）

俵委員。

17番（俵 譽委員）

17番、俵です。続いて、2、3、4、5なのですが、通常よりちょっと高目に売買されているんですが、それを聞かせてくださいませんか。

事務局（清水事務局長）

それでは、お答えをさせていただきます。

この農地につきましては、月岡地内の用途地域の中にございます田んぼでございます。通常よりも高く売買をされているところがございますので、その標準的な売買価格、地元の売買価格に基づいて取引されたものと考えております。

以上でございます。

議長（野崎会長）

俵委員、よろしいですか。

17番（俵 譽委員）

はい、わかりました。

議長（野崎会長）

ほかにございませんか。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

退席委員の着席を願います。

（午前9時49分 16番佐藤 満委員着席）

議長（野崎会長）

では、退席された委員に報告をします。

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、調査部会長の調査結果報告のとおり承認することに決しました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見につ

いて』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

9ページをご覧ください。今月の申請は7件で、合計面積1万5,442㎡であります。この合計面積には、7番の取り消し案件の面積は含まれておりませんので、よろしくお願いをいたします。

8ページをお願いいたします。1番は、上保内地内の農地1筆、172㎡を売買により取得し、事務所1棟及び駐車場4台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、保内駅北西600m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

2番は、上保内地内の農地3筆、598㎡を売買により取得し、農家住宅1棟及び物置、車庫1棟の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、保内小学校南西500m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

3番は、荻島地内の農地2筆、157㎡を贈与により取得し、南側既存宅地317.50㎡と一体利用し、住宅1棟及び車庫1棟の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、景雲橋北詰北西100m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

4番は、鹿峠地内の農地1筆、92㎡を売買により取得し、農機具格納庫1棟の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、五十嵐橋北東400m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

5番は、島川原及び南中地内の農地4筆、1万994㎡を賃借権の設定により砂利採取のため、平成29年6月1日から平成31年2月28日まで一時転用地として利用したいものでございます。場所につきましては、白山橋北東800m付近で、農振農用地区域内の農地でございます。

6番は、大谷地地内の農地2筆、3,429㎡を賃借権の設定により国土交通省発注の国道289号6号トンネル工事に伴う現場事務所2棟、資材置き場、駐車場の用地として平成29年5月21日から平成29年12月31日まで一時転用地として利用したいものでございます。場所につきましては、大名橋右岸堤防隣接地でございます。農振農用地区域内の農地ではありますが、国道289号八十里越工事に伴う一時転用であり、他の土地での代替性がなく、やむを得ないものと判断されます。

7番は、取り消し案件でございます。栗林地内で平成29年2月28日付で住宅1棟の用地として5条許可を受けた土地1筆、177㎡の許可を資金計画の都合により購入を断念したことから、取り消しの申請があったものでございます。場所につきましては、

上林小学校北側450m付近で、現在は農地として管理をされております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

議第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、取り消し案件1件については許可を取り消すこととし、この取り消し案件以外については合計件数6件、面積1万5,442㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、5番及び6番を除き県農業会議への諮問につきましては不要と判断いたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、7番については平成29年2月28日付の農地法第5条の許可を取り消し、1番から4番の案件、合計4件については許可することとし、5番並びに6番の案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

第3調査部会長は、自席へお戻りください。どうもご苦労さまでした。

議長（野崎会長）

では、続きまして、議第4号『平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第4号説明の前に、大変恐縮でございますが、議案の訂正のお願いと、あわせておわびを申し上げさせていただきます。

お手元に配付をさせていただきました「議第4号正誤表」をあわせてご覧ください。

議第4号の議案書の後ろから2枚目になりますが、「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」の2ページをお願いいたします。「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」の「2 平成29年度の目標及び活動計画」の目標の集積面積が誤ってありました。正しくは、上の「1 現状及び課題」の「これまでの集積面積3,650haに目標の新規集積面積100haを加えた3,750ha」でございますので、訂正をお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

それでは、議第4号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」をご覧くださいと思います。

農業委員会事務の情報の公表につきましては、従来から農業委員会の活動について広く一般に知っていただくよう、担い手への集積状況等に関する活動状況をまとめ、ホームページ上で公表をしてきたところでございます。

また、昨年4月に施行されました農業委員会等に関する法律等の改正により、農業委員会は農業委員会の農地等の利用の最適化推進状況及びその他事務の実施状況を公表し、農林水産省はこれを取りまとめ、公表することとしておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。

1ページをご覧ください。平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）でございます。平成29年3月31日現在の農業委員会の状況でございますが、記載のとおりでございますので、説明は省略をさせていただきます。

2ページをお願いいたします。「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」でございます。

1の「現状及び課題」でございますが、平成29年3月現在で農地面積は7,051ha、これまでの集積面積が3,650ha、集積率が51.8%であります。

2の「平成28年度の目標及び実績」でございますが、平成27年度末の集積面積3,536haに新規集積100haを見込み、集積目標を3,636haとしておりましたが、実績は新規集積が114haで、全体として集積面積は3,650ha、達成状況は100.4%となったところでございます。

3の「目標の達成に向けた活動」については、活動実績として農家への戸別訪問や集落座談会への参加、関係機関との連携や情報の共有化などを行ったところでございます。

4の「目標及び活動に対する評価」につきましては、今ほどご説明をいたしました2及び3の実績に基づき記載をしておりますので、ご覧おきいただきたいと思っております。

3ページをお願いいたします。「Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」でございます。28年度は参入目標はゼロとし、数年後に新規参入するための就農候補者を確保することとして、三条市農林課が東京で開催をされた「新農業人フェア」に参加をしましたが、就農候補者の確保に至らなかったところでございます。

4ページをお願いいたします。「Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価」でございます。

1の「現状及び課題」の平成29年3月現在の遊休農地面積は、平成28年3月現在の1.1haから、2の「平成28年度の目標及び実績」の解消実績の0.6haを引いた0.5haとなっております。

2の「平成28年度の目標及び実績」につきましては、解消目標0.2haに対し、実績が0.6haであり、達成状況は300%となっておりますのでございます。

なお、解消実績の0.6haについては営農再開等によるものでございます。

3の「2の目標の達成に向けた活動」につきましては、昨年7月と10月に実施いたしました農地パトロールの状況を記載しております。

4の「目標及び活動に対する評価」につきましては、今ほどご説明いたしました2及び3の実績に基づき記載をしておりますので、ご覧おきいただきたいと思います。

5ページをお願いいたします。「V 違反転用への適正な対応」でございますが、違反転用はゼロhaでございました。

6ページをお願いいたします。「VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」でございます。

1の「農地法第3条に基づく許可事務」は、1年間の処理件数が80件、うち許可が80件で、不許可はございませんでした。

2の「農地転用に関する事務」は、1年間の処理件数が133件、そのうち133件が許可で、不許可はございませんでした。

3の「農地所有適格法人からの報告への対応」につきましては、管内の農地所有適格法人数は30法人でございますが、全法人から報告書の提出を受けたところでございます。

4の「情報の提供等」については、賃借料情報の調査・提供が、調査対象賃借件数1,210件で、公表につきましては平成29年2月に行いました。

次の農地の権利移動等の状況の把握につきましては、調査対象権利移動等の件数が570件で、取りまとめにつきましては平成29年3月に行ったところでございます。

次の「農地台帳の整備」につきましては、全農地面積7,051haを対象に、毎月総会終了後、更新をさせていただいているところでございます。

8ページをお願いいたします。「VII 地域の農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」でございますが、「農地利用最適化等に関する事務」、「農地法等によりその権限に属された事務」とともに、ご意見等はございませんでした。

次の「VIII 事務の実施状況の公表等」でございますが、冒頭申し上げましたとおり、三条市におきましてはホームページで公表をさせていただいておりますので、そのように記載をさせていただきました。

次のページをお願いいたします。平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)でございます。

「I 農業委員会の状況」につきましては、28年度の点検・評価の内容と同じでございます。

2ページをお願いいたします。「II 担い手への農地の利用集積・集約化」につきまし

ては、先ほど訂正お願いしましたが、7,051haのうち3,650haがこれまで集積されておりますが、29年度は新たに100haを担い手へ利用集積したいという目標を立てておりますので、3,750haというふうにさせていただいております。

「Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」につきましては、法人雇用や親元就農はここに含めないということです。新規参入者はゼロとなっております。三条市農林課では、生計に必要な所得を確保できる魅力ある農業経営体を育成するため、平成29年度に就農候補者を確保する活動を計画し、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進を図ることとし、1経営体の参入を目標としておるところでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。「Ⅳ 遊休農地に関する措置」につきましては、現状として7,051haのうち0.5haの遊休農地がありますが、平成29年度の目標は、あくまでも目標でございますが、全ての遊休農地の解消を目指して0.5haとさせていただいたところでございます。

また、解消に向けた活動につきましては例年と同様、農地パトロールを7月と10月に実施をし、それを踏まえ、農地の利用意向調査を実施してまいりたいと考えております。

「Ⅴ 違反転用への適切な対応」につきましては、農地パトロールを実施していただくことで違反転用の防止に努めたいとするものでございます。

説明は以上でございます。

なお、本議第4号につきましては、承認をいただきましたらホームページで公表をする予定でございます。

以上でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

大竹委員。

12番（大竹正信委員）

12番、大竹です。集積率のことなんですけど、私の持っている情報の中で52.4%という数字を持っているんですけど、これについてちょっとお願いしたいと。

事務局（清水事務局長）

大変申しわけございませんでした。昨年度末のを昨年の4月にご報告をさせていただいたときには、今ほど大竹委員がおっしゃられた52.数%という形でございましたが、今回農林課のほうに改めて確認をしましたら、集計ミスがあったということで、実際に正しい数字というのは「51.8%」ということになりました。改めて訂正をさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

よろしいですか。

12番（大竹正信委員）

はい。

議長（野崎会長）

捧委員。

17番（捧 譽委員）

17番、捧ですが、最後から2ページなんですけど、一番下の2の平成29年度の目標及び活動計画、この中の活動計画にいろいろ書いてあるんですけど、市農林課では、生計に必要な所得を確保できる魅力ある農業経営体という表記があるんですけど、この必要な所得というのはどのぐらいを見込んでおりますか。

議長（野崎会長）

はい。

事務局（清水事務局長）

私が聞いておるところでは、たしか1,000万近くを考えているというところだったと思います。ただ、ちょっと今具体的な数字持ち合わせていませんので、また確認をして後ほどお答えをさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

よろしいですか。

17番（捧 譽委員）

はい。

議長（野崎会長）

しばらく休憩入りしたいと思います。

（午前10時12分から午前10時14分まで休憩）

議長（野崎会長）

議会を再開いたします。

局長。

事務局（清水事務局長）

大変申しわけございませんでした。私の勘違いでございまして、1,000万ではなくて、1人当たり400万を目標に考えているというところでございました。よろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ほかにございませんか。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、原案のとおり承認することとし、ホームページで公表することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略を

いたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号から報第6号まで、続けて事務局より報告を願います。

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたらご発言をいただきたいと思います。

ご発言が無いようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第1調査部会長、12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

来月は、第1調査部会の当番でございます。5月25日午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は31日午前9時半、開会を予定しております。よろしくお願いたします。

それでは、長時間にわたってご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時18分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

---

議事録署名委員（10番）

---

議事録署名委員（27番）

---